令和3年9月29日 教 育 庁

県立学校の対応について

本県において、令和3年9月30日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了 したが、第6波の到来が懸念される中、感染の再拡大を抑制するため、学校活動においては引 き続き感染防止対策の徹底が求められる。

このため、令和3年10月31日までの間、県立学校においては、次のとおり対応する。

(1) 学校活動全般に関する対応

- ①国の衛生管理マニュアルや各種通知において示された事項に留意し,また,これまでの対策の蓄積や状況の変化も踏まえ,基本的な感染防止対策の徹底を図る。
- ②これに加え,以下の取組により,教育活動と感染防止対策を両立し,学校活動を継続する。

○高等学校における取組

可能な限り感染症対策を講じながら,リスクの低い学習活動から徐々に実施する。

〇特別支援学校における取組

事業者とも連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ, 医療的ケア, 寄宿舎, 給食といった特別支援学校で想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫を行い, 感染リスクの低減に取り組む。

(2) 部活動における対応

- ①「部活動での指導ガイドライン(平成30年3月発行宮城県教育委員会)」を踏まえた各校 のガイドラインの内容を遵守するとともに、専門家の助言等を踏まえた感染予防対策 を徹底した上での活動とする。
- ②高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会に向けた練習試合等については、その必要性と感染症対策上の合理性(移動の距離や両方の地域の感染状況等)を十分に検討した上で、県内又は隣県の学校間において必要最小限の範囲で可能とする。